267

質問第二六七号平成十八年五月十八日提出

天下りの総枠規制に関する質問主意書

提出者

長

妻

昭

天下りの総枠規制に関する質問主意書

公益法人に対して、 所管省庁出身者を理事の三分の一以下に制限する「総枠規制」 が一九九六年に閣議

決定されたと聞いている。

しかし、その後、 各省庁の官房長が、 課長級以下や退職後十年以上経過した〇Bは該当枠から除外する

ことを決めたと聞いた。

それは事実か。 具体的には、 誰が (合意したすべての人物名)、いつ、何を合意したのか。 その合意文

書は今現在、残っているか。

すべての公益法人で所管省庁出身者 (課長級以下や退職後十年以上経過している〇Bも含む文字通りす

べての所管省庁出身者)が、 理事の三分の一以上を占める団体をお示し願いたい。

三 すべての公益法人で国家公務員OB (課長級以下や退職後十年以上経過しているOBも含む文字通りす

べての国家公務員出身者)が、理事の三分の一以上を占める団体をお示し願いたい。

匹 二、三で示した団体について、国と過去一年間、 随意契約をしている事例があれば、 その内容と金額、

契約締結日、案件ごとに適性だったか否かをお示し願いたい。

五.

これら骨抜きの合意の実態を把握して、明らかにした上で、その是非に関して内閣の見解を問う。